平成２６年（フ）第２６７号
栃木県小山市西城南１丁目11番地９　カーサビュー１203号、前住所栃木県小山市神鳥谷２丁目20番８号　メゾンあけぼの１202号
債務者　市橋　禎延（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６８号
栃木県小山市西城南１丁目11番地９　カーサビュー１203号、前住所栃木県小山市神鳥谷２丁目20番８号　メゾンあけぼの１202号
債務者　市橋　尚人
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８５号
栃木県宇都宮市峰町235番地７　レオパレス峰103、前住所栃木県那須郡那須町大字豊原甲5000番地５　那須トリートメントセンター
債務者　石毛　章友
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８７号
栃木県真岡市亀山１丁目９番地２　マナーハウスＥ棟105号
債務者　渡部　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０４号
栃木県宇都宮市東宿郷４丁目２番７号　フリーデンハイム宇都宮508号、前住所栃木県宇都宮市中河原町３番24号　チサンマンション今小路401号
債務者　永海　晴久
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０５号
栃木県宇都宮市江曽島５丁目４番19号、前住所栃木県宇都宮市西川田本町１丁目13番17号
債務者　星野　雄二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１０号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅12号棟306号室
債務者　鈴木せつ子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１３号
栃木県宇都宮市春日町７番５号　県営春日住宅５号棟23号室
債務者　押川　結子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１７号
静岡市駿河区敷地１丁目15番１―403号、旧住所静岡市駿河区敷地２丁目24番18号
債務者　村松登美枝
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９４号
岡山市南区浦安本町110番地７
債務者　日比生美咲
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６号
釧路市住之江町12番29号
債務者　小川美乃利
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時30分　釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２８３号
岡山市北区大供表町11番18号大供ハイツ101、旧住所岡山市北区柳町２丁目６番６号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
栃木県那須塩原市下永田２丁目1021番地18　ヌーベル・フルールＢ―103号、前住所栃木県那須塩原市下永田６丁目1230番地16
債務者　田沼みのり
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午前10時　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第６１１９号
東京都大田区東雪谷３丁目20―７―201
債務者　本間　理恵（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５号
静岡市清水区北脇579番地の19、旧住所静岡市清水区入江２丁目１番13―403号
債務者　ヴィラニ　エドソン　ロベルト（ＶＩＬＡＮＩ　ＥＤＳＯＮ　ＲＯＢＥＲＴＯ）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午後２時30分　静岡地方裁判所民事第２部